

鹿島市コンタクトセンター等立地促進補助金

■ ■ 適用要件 ■ ■

1. 進出協定を締結
 2. 市税の完納
 3. コンタクトセンターは20人以上、ビジネス支援サービス業は5人以上の新規地元雇用
- ※新規地元雇用者とは、操業開始日から36月を経過した時点までに雇用された地元雇用者等をいう。

項目	補助額等	限度額
設備費補助金	初期投資額時において設備機器の取得に要した経費に対する補助 (投資額 - 市以外の補助金) × 1/2	5,000万円 (1回限り)
研修費補助金	新規地元従業者に対する研修費等の補助 研修費等の補助対象経費 × 1/2	20万円/人
建物賃借料補助金	本来業務の用に供する事務所賃料への補助 (事務所賃料 - 市以外の補助金) × 1/2 (3年間)	1,000万円/年
雇用奨励補助金	新規で雇用した従業員数（鹿島市内在住）に対する補助 新規地元雇用者数 × 50万円	7,500万円
立地奨励金	土地、家屋及び償却資産に掛かる固定資産税の相当額を補助 操業開始のために取得した固定資産に係る固定資産税相当額 (3年間)	-